（別紙）

取まち発 第７００号
令和８年９月１８日

茨城県知事　大井川 和彦　殿

取手市長　中村 修

大規模小売店舗に関する意見書

大規模小売店舗立地法第５条第３項の規定に基づき令和８年９月４日付け公告のあった下記の大規模小売店舗について、同法第８条第１項の規定により意見を提出します。

記

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

名　称　　タイヨー藤代店

所在地　　取手市宮和田字関７４０番３外

２　届出者

名　称　　オリックス株式会社

代表者　　代表執行役　髙橋 英丈

住　所　　東京都港区浜松町二丁目４番１号

茨城県 令-8. 9. 28 和 中小企業課 受付

３　意見の内容

配慮を求める事項	意見の内容	理由
な　し	特に意見はありません	

（備考）１　意見の内容は、大規模小売店舗立地法第４条に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に拠って下さい。